

地質調査業務の入札時における予定価格等の算定誤りについて

堺市上下水道局が令和 6 年 2 月に実施した三宝水再生センター地質調査業務（5-1）の入札において、予定価格及び最低制限価格の算定を誤って入札を執行し、本来契約の相手方とならない事業者と契約していたことが、庁外からの指摘により判明しました。

入札に参加された事業者をはじめ関係者の方々には、入札の手続きにおいて重大な誤りがあったことにより多大なご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。今後、このような事態が発生しないよう原因の検証を行い、適正な事務執行を徹底します。

1 概要

以下の業務の予定価格及び最低制限価格を算定する際に誤りがありました。

これらにより最低制限価格が本来よりも低い価格に設定されたため、正しい最低制限価格では落札候補者とならない業者 B と契約していたものです。

業務名：三宝水再生センター地質調査業務（5-1）

入札日：令和 6 年 2 月 6 日（火）

契約日：令和 6 年 2 月 26 日（月）

正しい予定価格（税抜）：17,552,000 円

誤った予定価格（税抜）：17,403,000 円

正しい最低制限価格（税抜）：14,469,000 円

誤った最低制限価格（税抜）：13,946,000 円

落札価格（税抜）：13,968,000 円

	正しい算定額	誤った算定額
予定価格（税抜）	17,552,000 円	17,403,000 円
最低制限価格（税抜）	14,469,000 円	13,946,000 円
入札価格（税抜）	業者 A（14,783,000 円）、業者 B（13,968,000 円）	
落札候補者	業者 A	業者 B

【最低制限価格】

最低制限価格制度とは、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても、最低制限価格を下回る場合には、これを落札者とせず、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度です（地方自治法施行令第167条の10第2項）。

本市では、原則として予定価格が250万円を超え1億1千万円未満の工事及び予定価格が100万円を超える建設工事に関連する委託業務について、最低制限価格を設定しています。最低制限価格は、本市が算定した設計金額の各費目（内訳）に一定の係数（市において定めた係数であり公表されているもの）を乗じて算定した価格です。

2 原因

予定価格の誤りは、間接調査費のなかの旅費交通費が適切に業務調査価格に計上されなかったため、予定価格が本来よりも低く算定されました。

また、最低制限価格の誤りは、業務調査価格の各費目（内訳）の経費を振り分けて、最低制限価格算定表に入力する際に誤りがあったため、最低制限価格が本来よりも低く算定されました。

3 経緯

令和6年2月6日（火）、入札の結果、12者のうち、当初の最低制限価格から業者Bが落札候補第1位となり、2月26日（月）に契約締結しました。

本件の入札に参加した事業者1者から3月7日（木）に、入札における最低制限価格の算定に疑義があると指摘を受け、設計内容と予定価格の確認を行い、翌日に誤りがないことを回答しました。

3月13日（水）に同事業者から再度同様の指摘を受けたことから、再度、仕様書や設計書内容、最低制限価格の算定方法等を確認した結果、4月5日（金）に最低制限価格の算定に誤りがあったことが判明しました。

これを受けて、局内において確認が可能な平成25年度以降に発注した地質調査業務全件（22件）を調査した結果、4月8日（月）に本件以外の業務については最低制限価格の算定に誤りがないことを確認しました。

改めて予定価格の調査を進めたところ、4月18日（木）に予定価格の算定にも誤りがあったことが判明しました。

これを受けて、局内の地質調査や測量などの業務において旅費交通費の計上方法を変更した令和6年1月以降の発注業務全件（7件）を調査した結果、本件以外の業務については誤りがないことを確認しました。

4 対応

本契約については、本市の予定価格及び最低制限価格の算定の誤りに起因するものであり、現契約締結者には帰責性がなく、また、現契約締結者においてすでに業務着手し、資機材の調達や一部調査を実施していることから現契約の解除は行わず、契約を継続します。

なお、本件の入札に参加した全事業者に対し、説明及び謝罪し了解を得ています。

5 対策チーム設置による検証・対策

上下水道局内に対策チームを設置し、違算要因の分析・検証と初動時の対応の検証を行います。また、適正な事務執行に向けて、積算誤りを防止するシステム改善、所管部署や契約担当部署による厳格な確認ルールの導入、職員の積算事務能力の向上など、誤りの未然防止とチェック体制の強化を図ります。

なお、検討結果につきましては、今後、堺市上下水道局ホームページでお知らせします。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：上下水道局 下水道施設部 下水道施設課 電 話：072-229-1725 ファックス：072-229-1800
----------------------------	---